

材 料 特 性

□ 食品衛生法 食品・添加物等の規格基準試験 □

オートグリップが水道水や食品容器、包装材料の規格に適合するかの確認をする為、
「食品衛生法第18条」「食品・添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)」
「合成樹脂製の器具又は容器包装」の一般規格である材質試験と溶出試験を行った。

【試験体作製】

試験体作製および試験は温度23°Cの環境下で実施。

オートグリップ硬化後の厚みが1mmになるようにヘラ等で伸ばし、硬化させた。

【試験条件】

溶出量試験

- a) 分析項目 <材質試験>
 ・カドミウム
 ・鉛
 <溶出試験>
 ・重金属(Pbとして)
 ・過マンガン酸カリウム消費量
- b) 試験場所 外部試験機関
c) 試験日 2017年 3月 2日

【試験結果】

● 試験結果

	単位	基準値	分析結果
<材質試験>			
カドミウム	μg/g	100以下	適合
鉛	μg/g	100以下	適合
<溶出試験>			
重金属(Pbとして)	μg/ml	1以下	適合
過マンガン酸カリウム消費量	μg/ml	10以下	1.6

* * * 記載内容の取り扱いについて * * *

本試験報告書に記載されている全ての数値は試験による代表値であり、参考値です。保証値・規格値とは異なります。

